平成２４年（フ）第１６２号
茨城県取手市野々井18番地６　グリーンヒルズ101号、前住所茨城県取手市小浮気180番地１
債務者　近藤　秀幸
１　決定年月日時　平成24年10月19日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
茨城県取手市井野台３丁目33番３号
債務者　小菅　清仁
１　決定年月日時　平成24年10月19日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
茨城県牛久市栄町６丁目１番地２　モアステージ牛久303
債務者　齋藤　　裕
１　決定年月日時　平成24年10月19日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
長野市三輪２丁目23番12―304号　市営住宅返目団地
債務者　金井美代子
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
長野県岡谷市長地源２丁目６番30号
債務者　熊澤知恵子
１　決定年月日時　平成24年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３７３３号
大阪市城東区今福東１丁目11番４―302号
債務者　山形　　義
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３７号
大阪市城東区今福東１丁目11番４―302号
債務者　山形　悦子
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８５０号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ10―606号
債務者　橋本　賢治
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８６９号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目７番21号　ジュネス阿倍野202号
債務者　八木　志公
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７７号
大阪市城東区永田３丁目13番11―812号
債務者　小泉　治郎
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９１８号
大阪市北区同心２丁目11番27号　ランドマークシティ同心1001号室、前住所大阪市中央区粉川町３番７―311
債務者　松尾　　太
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９７２号
大阪市東住吉区今川７丁目14番27号　イマフルネス402号
債務者　木原　優一
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９９６号
大阪府八尾市山本町南２丁目１番15号山本サンハイツ101号
債務者　中本　卓男
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０１７号
大阪市西成区南津守４丁目１番５―1016号
債務者　吉田　耕一
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０４３号
大阪府四條畷市南野２丁目18番24号
債務者　小松　　正
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３２８号
大阪市浪速区恵美須東２―５―18、住民票上の住所大阪府泉佐野市日根野6027番地の11
債務者　本願　　勇
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３８７号
大阪府守口市大久保町３丁目22番21号
債務者　野﨑　尅子
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部